

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成31年1月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800122号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800072号

第1 結論

請求者のA社における平成26年2月10日の標準賞与額を4万6,000円に訂正することが必要である。

平成26年2月10日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年2月10日

A社から育児休業期間中である平成26年2月10日に賞与の支給がされていたが、年金額に反映されない記録となっているため、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細書、賃金台帳及び預金取引明細表(以下、併せて「賞与明細書等」という。)によれば、請求者は、請求期間に同事業所から賞与(4万6,774円)が支給されていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、事業主は、平成26年*月*日から平成27年*月*日までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できるところ、当該規定には徴収免除の申出を行ったときは、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細書等より確認できる賞与額から、4万6,000円とすることが必要である。